

【ひとり親家庭医療費助成制度】

くらしのガイドブック

子育てガイドブック



18歳までのお子様を監護している、ひとり親家庭の方の医療費を助成しています

病院(薬局)の窓口で支払った際の保険診療分の領収書を添えて、申請書を提出してください。

- ・ひとり親家庭の親と子、配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている方、父母のない児童を養育する配偶者のいない方(配偶者がいる場合は児童のみ)が助成を受けられます。
- ・助成を受けられるのは、児童が18歳になった後、最初の3月31日までの期間です。
- ・所得制限があります。(毎年8月に、受給資格者及び扶養義務者の所得の審査があります。)

☆助成対象となるのは、保険診療分のみです。

(入院時の食事代・予防接種・差額ベッド代・薬の容器代・文書料等は対象外です。)

☆他の公費制度(自立支援医療(精神通院医療・更生医療)、指定難病等)に該当する方は、そちらを優先して利用してください。

(他の公費制度を利用後、残った保険診療の自己負担分が本制度の助成対象です。)

☆申請は診療を受けた翌月以降から可能となります。

☆診療から1年以上経過したものについては、申請できませんのでご注意ください。

(例：令和6年4月診療分は、令和6年5月から令和7年4月末まで申請できます。)

☆病院(薬局)ごと、月ごとにそれぞれ申請書が必要となります。

(申請書は白色紙にコピーしたものでも構いません。)

☆入院分と外来分は別々に申請書が必要です。

☆領収書(保険点数の書かれているもの)は、のりづけやセロハンテープでの貼り付けはしないでください。

☆高額療養費や、健康保険組合からの給付金(付加給付金等)支給の対象になる可能性がある場合、「支給決定通知書」をお持ちいただかないと受付ができない為、振込みが遅れることがあります。(支給決定通知書については、加入されている健康保険組合にご確認ください。)

☆助成金は口座振込みでお支払いします。基本的には、毎月10日までに申請した分はその月末に、11日以降に申請した分は翌月末に振込みます。

☆郵送で申請する場合、封筒に切手を貼り、連絡先を記入してください。

☆加入している健康保険が変わった場合、受給資格者証の内容を変更しますので、健康保険の資格が確認できるもの(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格確認画面を印刷したもの等)をご用意いただき、必ず給付・年金係に届出してください。

☆申請書は町のホームページからダウンロードできます。

野木町役場 町民生活部
住民課 給付・年金係
☎0280-57-4141